

少年警察補導員運用要領の制定について

(平成 12 年 3 月 14 日甲通達少第 9 号)

婦人少年補導員の名称変更及び静岡県警察少年サポートセンターの設置に伴い、別添のとおり「少年警察補導員運用要領」を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので、少年警察補導員の適切な運用に努められたい。

なお、婦人少年補導員の運営について（昭和 46 年甲通達防（少）第 523 号）は、廃止する。

別添

少年警察補導員運用要領

第 1 趣旨

この要領は、少年警察活動に関する訓令（平成 14 年県本部訓令第 25 号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、少年警察補導員の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 活動

- 少年警察補導員は、少年警察補導員の活動要領（別表第 1）の左欄に掲げる少年警察活動（以下「活動」という。）に従事するものとし、当該活動に係る個々の要領については、同表の右欄によるものとする。
- 少年警察補導員は、活動に当たって、次に掲げる事項に配慮するものとする。
 - 少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特質に応じた方法により継続的に行うことが特に必要な活動であるため、他の活動に優先して取り組むこと。
 - 少年その他の関係者と直接接触する活動に重点を置くこと。

第 3 触法調査を行うことができる少年警察補導員

- 訓令第 51 条第 1 項に規定する指定職員の教育訓練に係る研修項目、研修内容及び研修時間は、触法調査を行うことができる少年警察補導員の指定に係る教育訓練（別表第 2）のとおりとする。
- 前記 1 の指定職員の指定は、指定書（別記様式）を交付して行うものとする。

第 4 手帳の携帯

- 少年警察補導員は、職務に従事しているときは少年警察補導員手帳を携帯し、職務上身分を示す必要のあるときはこれを提示しなければならない。
- 少年警察補導員手帳の取扱いについては、警察手帳及び少年警察補導員手帳の取扱いに関する訓令（平成 14 年県本部訓令第 21 号）によるものとする。

第 5 転用の抑制

少年警察補導員の本来の職務以外の業務への転用は、やむを得ない場合を除き、極力抑制するものとする。

第 6 教養の実施

少年警察補導員の職務能力を向上させるため、部外教養を含む各種教養の実施に努めるものとする。

第7 繰り返し取扱いのある少年への対応

- 1 少年警察補導員が繰り返し同一の少年を取り扱う場合において、当該少年が女児であるときは、当該少年への対応は、女性の少年警察補導員が行うものとする。
- 2 前記1の規定にかかわらず、やむを得ず男性の少年警察補導員が当該少年を取り扱う場合は、当該少年への対応は、複数の職員で行わなければならない。

第8 少年サポートチームの活用及び関係機関との連携強化

署長は、自所属の少年警察補導員を、少年相談、継続補導又は被害少年に対する継続的支援に従事させるときは、少年サポートチーム（個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、児童相談所、学校その他の関係機関が当該少年に係る情報を共有し連携して対応するサポートチームをいう。以下同じ。）の積極的な活用に努めるとともに、平素から当該関係機関との連絡を緊密に行う等連携を強化するものとする。

第9 危害防止の措置

- 1 街頭補導は、原則として複数の職員で実施させ、夜間等で危害を受けるおそれのある場所又は時間に実施する場合には、警察官を同行させるものとする。
- 2 少年警察補導員が継続補導等で少年、その保護者その他の関係者（以下「保護者等」という。）に接触する場合には、接触する場所及び時間、活動内容等を勘案し、警察官の同伴、複数の職員による対応等危害防止のための措置を講ずるものとする。

別表第1(第2関係)

少年警察補導員の活動要領

活動	活動要領
1 少年相談	相談事案への対応は、相談業務に関する訓令（平成14年県本部訓令第7号）に基づき適切に実施し、少年に関する電話相談及び面接相談に当たっては、相談者の立場に立って懇切に対応し、必要により、非行原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携を図りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講ずる。
2 継続補導	保護者等から依頼があったとき、又は少年の非行の防止上特に必要があると認めるときは、保護者等の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで引き続き注意、助言、指導等を行う。また、継続補導に当たっては、少年及び保護者等の日常生活の支障とならないよう、招致面接指導のほか、家庭訪問による指導等適宜な方法で実施し、さらに、必要により学校、職場等と緊密な連絡及び連携を保持する等その効果的な実施に努める。
3 被害少年に対する継続的支援	少年相談、事件処理等を通じて、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で精神的ダメージの克服等のため支援が必要と認められるものを把握したときは、当該少年に対し、保護者等の協力を得るとともに、必要により部内外の専門家の助言又は指導を受けながら、継続的なカウンセリング等を実施し、その立ち直りのための支援活動を行う。
4 街頭補導	非行少年のい集又は非行が行われやすい場所又は時間を重点に、警察官、ボランティア等と連携を図りながら、効果的かつ計画的な街頭補導の実施に努める。また、積極的な声掛け等により、非行少年等の早期発見に努め、これらを見出し、又は補導した場合には、少年の特性に配慮しながら、少年及び保護者等に必要な注意及び助言を行う。
5 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理	触法・ぐ犯・不良行為少年事案を取り扱うときは、必要により家庭裁判所、児童相談所等への送致又は通告その他の処理手続を行うとともに、少年及び保護者等に再非行防止のために必要な注意及び助言を行う。
6 家出少年への対応	家出少年に関する相談、通報又は届出を受理したときは、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）等に基づき組織的な対応を図る。また、家出少年を発見したときは、少年の心理その他少年の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校又は職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、原因究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行う。

7 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応	要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、状況に応じた応急的な措置を講じ、及び児童相談所に通告するほか、少年サポートチームを編成して対応する等少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行う。
8 有害環境の浄化	街頭補導、サイバーパトロールその他の警察活動を通じて、インターネット上の違法な若しくは少年に有害な情報又は少年に有害な商品若しくはサービスを提供する営業等の実態の把握に努め、少年に有害な環境を生み出している関係業者等に対する環境浄化のための指導及び協力の依頼並びに関係機関への連絡又は通報により有害環境の浄化活動を行う。
9 関係機関との連携	活動は、関係機関の理解と協力を得て行うことが必要であるため、学校その他の関係機関と緊密な連携を図る。
10 広報啓発	少年の非行の防止、少年の犯罪等による被害の防止、少年相談の利用の促進等を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室、地域の保護者会等あらゆる機会を利用して効果的な広報啓発を行う。
11 その他所属長が命ずる事項	活動を推進する上で所属長が必要と認める事項を行う。

別表第2(第3関係)

触法調査を行うことができる少年警察補導員の指定に係る教育訓練

研修項目	研修内容	研修時間
1 低年齢少年の特性	(1) 乳児期から青年期までの少年の心身発達に関する こと。 (2) 低年齢少年が精神的に未熟であり、可塑性に富む こと、発達個人差が大きいこと、迎合性が強いこ と等その特性に関すること。	5時間
2 特別な事情を持つ少年の特性	(1) 発達障害、知的障害等の特別な事情を持つ少年の 症状や特性等に関すること。 (2) 発達障害等の特別な事情を持つ少年との面接時の 留意事項に関すること。 (3) 児童相談所等関係機関における発達障害等特別な 事情を持つ少年への対応に関すること。	3時間
3 低年齢少年の特性を踏まえた調査要領	(1) 触法調査に係る関係法令、制度概要、調査の実施 要領等に関すること。 (2) 低年齢少年の特性を踏まえた質問の実施要領に関 すること。 (3) 触法調査に従事する者としての心構え、秘密の保 全、事故防止等に関すること。	7時間
4 ぐ犯少年の調査要領	(1) ぐ犯調査に係る関係法令、制度概要、調査の実施 要領等に関すること。 (2) その他職務遂行に必要な知識及び技能に関するこ と。	3時間